

阿賀野市告示第61号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定による令和4年度固定資産土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供する場所及び期間を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年3月31日

阿賀野市長 田 中 清 善

1 縦覧場所

阿賀野市役所総務部税務課

阿賀野市安田支所

阿賀野市京ヶ瀬支所

阿賀野市笹神支所

2 縦覧期間

令和4年4月1日（金）から

令和4年5月2日（月）まで

ただし、土曜・日曜・祝日を除く。

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで